

岩倉市小中学校教職員多忙化解消方針

岩倉市教育委員会

岩倉市小中学校長会

平成29年9月

趣旨

学校を取り巻く課題は、多様化、複雑化を増し、教職員の多忙化はいつそう深刻さを深めている。愛知県が実施した平成 27 年の「在校時間の状況調査」によれば、勤務時間以外の在校時間が月 80 時間を超える教員は、小学校で 10.8%、中学校で 38.7% という結果を示し、学校現場の長時間労働の実態が明らかになった。特に中学校においては、20.7%の教員が月 100 時間を超えて在校しているという高い値を示している。

本市における状況はさらに深刻である。平成 28 年 11 月の調査で 80 時間超は小学校 18.1%、中学校 52.7%、100 時間超は小学校 6.8%、中学校 39.2%に達しており、いずれも県平均の数値を大きく上回る結果となった。

平成 29 年 3 月に、愛知県は「教員の多忙化解消プラン」を策定した。その中で、「教員の長時間労働を改善し、教員が誇りや情熱を失うことなく、意欲・やりがいを高め、健康で充実して働き続けることができるようにしていくことは、教員が一人ひとりの子どもに丁寧に関わりながら、質の高い授業や個に応じた指導を実現していくための重要かつ喫緊の課題である」と述べているとおり、教職員の多忙化が学校教育に及ぼす影響は極めて大きい。同時に、「保護者や県民の理解を得ながら、市町村教育委員会、学校とともに、教員が学習指導、生徒指導などの本来的な業務に専念できる環境づくりを進める」と述べ、多忙化解消は、学校のみならず、社会全体で取り組むべき課題であることも示している。

政府もまた、人々が人生をより豊に生きるために、働く人々の視点に立った働き方改革を推し進めようとしている。このような国や県の情勢に鑑み、本市においても教職員の多忙化解消を重要課題ととらえ、本方針を策定する。

1 長時間労働の是正に向けた在校時間管理の適正化

(1) 各学校の取組

- ・ 教職員は出勤時間と退勤時間を正確に記録するとともに、校長は教職員の在校時間を随時把握しながら指導に努める。
- ・ 勤務時間外の在校時間が月 80 時間を超過した教職員は、その理由を明確にし、翌月の勤務改善に努める。
- ・ 学校全体の定時退校日を毎月設定したり、学年単位、個人単位の定時退校日を各月の行事計画に位置付けたりするなどの工夫により、定時退校の意識化を図る。
- ・ 校長は勤務時間の割振変更を適切に行い、在校時間管理の適正化に努める。

(2) 教育委員会の取組

- ・ 教職員にストレスチェック検査を実施し、メンタルヘルス対策を推進する。
- ・ 学校を通じて教職員の在校時間の実態を把握して指導助言を行うとともに、学校と連携しながら業務改善の取組を進める。

2 業務改善に向けた学校マネジメントの推進

(1) 各学校の取組

- ・ 学校経営案に業務改善についての重点目標を明記するとともに、学校評価の項目として設定することで、改善の意識化を図る。
- ・ 校務分掌の見直しを図り、一部の教職員に過重な負担がかからないよう配慮する。
- ・ 会議、行事の精選や各種の事務処理の効率化を図り、校務のスリム化に努める。

(2) 教育委員会の取組

- ・ 事務の共同実施の更なる推進を図る。
- ・ 他の自治体との情報共有を図り、より効果的な業務改善策を模索するとともに、学校への情報提供に努める。

3 部活動指導に関わる負担の軽減

(1) 各学校の取組

- ・ 週2日は休養日を設ける。
- ・ 週休日はいずれか1日を休養日とし、活動は4時間以内を目途とする。
- ・ 大会等でやむを得ず、週休日に2日間とも活動する場合は、代替の休養日を設ける。
- ・ 長期休業中の週休日は原則として休養日とする。また平日の活動も4時間以内を目途とする。
- ・ 年末年始の休日及び夏季休業中の会議等をもたない期間は休養日とする。
- ・ 年間のうち最も日没の遅い時季も、午後6時までには活動を終了する。
- ・ 複数の顧問で分担し、一人当たりの負担軽減を図る。

(2) 教育委員会の取組

- ・ 部活動指導員の配置を進め、顧問の負担軽減を図る。
- ・ 総合型地域スポーツクラブへの移行について検討を進める。

4 業務改善と環境整備に向けた取組

(1) 各学校の取組

- ・ 校務支援システムの更なる活用を図る。
- ・ ICT機器の有効な活用方法を検討する。
- ・ 学校の解錠及び施錠は、下表の解錠時刻より早くならないよう、また施錠時刻より遅くならないように努める。(長期休業期間中を除く)

	解錠時刻	施錠時刻
小学校	7:20	20:00
中学校	7:00	20:00

(2) 教育委員会の取組

- ・ 全小中学校で8月12日から15日までの期間を学校閉校日とする。
- ・ 勤務時間外の留守番電話対応を実施する場合は、下表の時間帯を目途とするなど、学校の実情に応じて実施時刻を設定する。(長期休業期間中を除く)

	平日	週休日・休日
小学校	20:00～7:30	終日
中学校	20:00～7:00	終日

- ・ 臨時講師や特別支援教育支援員等の配置拡大、スクールソーシャルワーカーや学校業務補助員等の新たな配置について検討する。
- ・ 市主催会議の開催や学校に対する各種調査や提出物等の精選を図る。
- ・ ICT機器を活用した在校時間管理について検討し、正確な把握と事務の簡素化を図る。